

第八十七号議案

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「七百十円」を「六百七十円」に改める。

第七条第一項に次の一号を加える。

四 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四十五条の規定による災害が発生した市町村での緊急消防援助隊の活動

第七条第二項第三号中「千六百八十円」を「二千百六十円」に改め、同項に次の一号を加える。

四 前項第四号に掲げる業務 従事した日一日につき千八十円

附則第三項中「（昭和二十二年法律第二百二十六号）」を削る。

附則第四項中「千六百八十円」を「二千百六十円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなつた特殊勤務手当で、施行日以後に支給されるものについては、なお従前の例による。

3

この条例による改正後の東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

(提案理由)

特殊勤務手当の支給範囲及び支給額を改めるほか、規定を整備する必要がある。